

第4章 後期計画の取り組みにあたって

1 施策の推進に向けて

「小平市下水道プラン（後期計画）」を引き続き実効性のあるものとするためには、今後とも行政と市民や事業者が一体となって取り組んで行く必要があります。

「小平市下水道プラン（後期計画）」に記載した施策は、行政側が率先して行い、下水道サービスを提供していくものですが、市民や事業者は下水道の利用者としての役割を認識し、この下水道プランの取り組みに参加して頂くことにより、より質の高い下水道サービスを提供、維持していくことが可能となります。

市民や事業者の取り組みとしては、できることから始めて頂き、浸水被害や環境への負荷軽減へ貢献することで、基本理念である「快適な生活環境を支える下水道」を行政と一体となって実現して頂きたいと考えます。

行政の取り組みとして、「小平市下水道プラン（後期計画）」に基づく下水道サービスの提供を行うほか、市民や事業者の取り組みについてバックアップしていきます。また、本計画を着実かつ効率的に進めていくため、計画内容や毎年度の進捗状況等を市ホームページ等で市民や事業者へ積極的に情報発信し、事業の透明性を確保するとともに、市民・事業者からのご意見や社会情勢の変化、新規事業の要請にも柔軟に対応し、より良い事業展開を図っていきます。

「小平市下水道プラン（後期計画）」の計画期間は、平成32年度までの5年間としますが、最終年度において同計画の取り組みに対する評価を実施し、以後の小平市の下水道事業の方向性を示す新たな計画を策定するものとします。

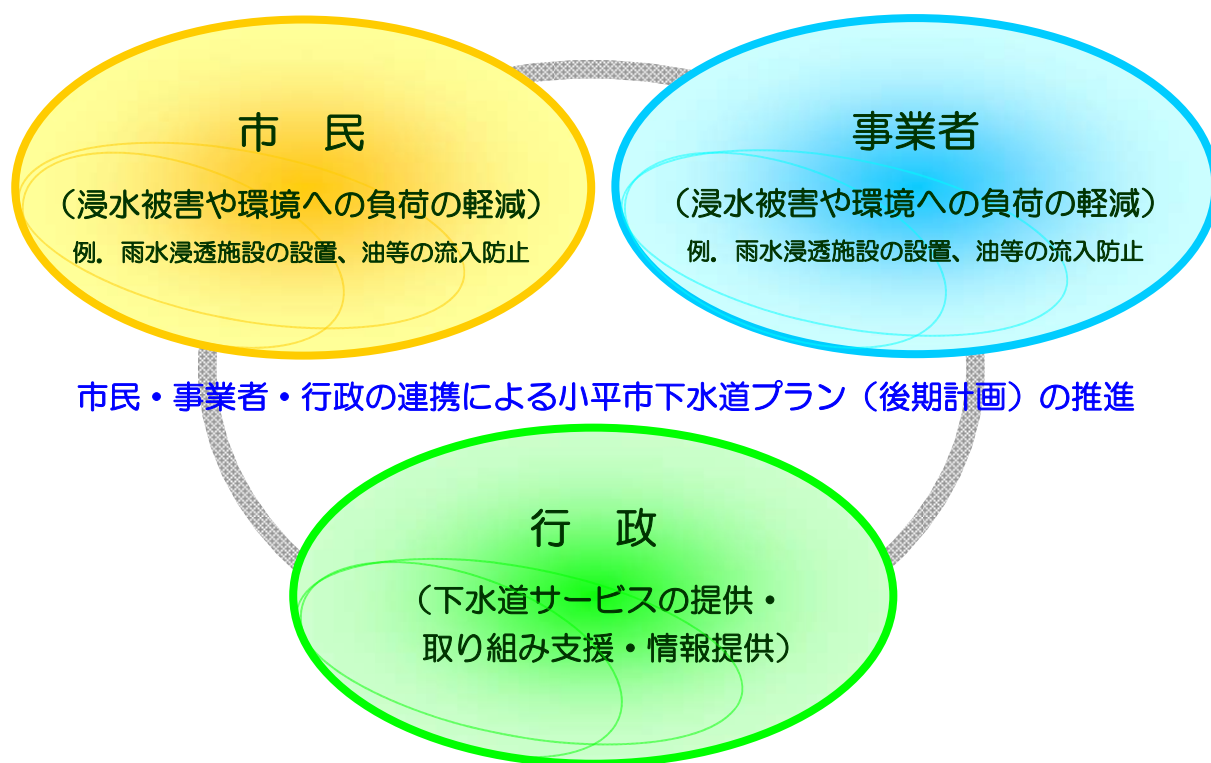


図 4-1 市民・事業者・行政の連携

2 各施策の目標数値等

第3章に示した後期計画における施策について、各施策の目標数値等の一覧を表 4-1 から表 4-3 に示します。

表 4-1 各施策の目標数値等

基本方針	施策		後期計画期間 (H28~H32)	年度毎に公表する 実績数値等	備考
I 環境に配慮したまちづくり	1 汚水処理対策	(1)土地区画整理事業※や道路整備等の開発に併せた管きよ整備	目標 開発に併せた遅滞ない整備	整備路線 (路線数)	平成 27 年度現在で事業着手している道路整備に伴う管きよ整備路線数
		目標数値等 整備路線：5 路線 (平成 28 年度から平成 32 年度まで)			
	(2)未接続家屋の解消(下水道への接続依頼)	目標 下水道への接続促進	実施状況		
		目標数値等 未水洗家屋の調査及び現状分析 (平成 26 年度末：745 件)			
	2 合流式下水道※改善対策	(1)雨水浸透施設の設置	目標 雨水浸透ます※の設置	雨水浸透ます 設置数 (基)	
	目標数値等 設置基数：100 基 (平成 28 年度から平成 32 年度まで、年間 20 基程度)				
	3 雨水浸透対策	(1)雨水浸透施設の設置促進	目標 関係各課等との連携による雨水浸透施設の設置促進	浸透量 (m ³ /hr)	浸透量 (m ³ /hr) = 1 時間あたりの地中に浸み込む水の量
	目標数値等 設置浸透量：約 117m ³ /hr (平成 28 年度から平成 32 年度まで)				
	4 資源の有効利用	(1)雨水貯留施設の設置促進	目標 関係各課等との連携による雨水浸透施設の設置促進	雨水貯留施設 設置数 (箇所)	
			目標数値等 新規公共施設への雨水貯留施設の設置		
(2)下水道資源(再生水※、下水汚泥※建設資材等)の利用促進	目標 東京都との連携による再生水の利用継続 (用水への送水、下水道施設の清掃や洗浄への利用促進) 下水道工事への下水汚泥建設資材の利用継続	再生材使用率 (%)	再生材使用率 (%) = 使用した再生材延長 / 使用した鉄筋コンクリート延長 × 100		
	目標数値等 再生材使用率：100%				
5 施設の適正管理	(1)下水道台帳(電子化)等による施設管理	目標 システムの継続的な活用	システム整備・ 検討状況		
		目標数値等 管路調査成果の取り込み (システム機能拡充)			
	(2)管きよのつまり、臭気対策の実施	目標 下水道への排出に対するPR及び定期的な点検の実施	PR実施回数(回)		
目標数値等 PR実施回数：3 回/年					

表 4-2 各施策の目標数値等

基本方針	施策		後期計画期間 (H28~H32) 目標	年度毎に公表する 実績数値等	備考
II 防災・危機管理	1 浸水対策 重点施策	(1) 未整備地区における雨水管きよ整備	目標 浸水被害歴がある地区の整備	浸水被害歴地区整備進捗率 (%) 〔雨水管きよ整備率 (%)〕	浸水被害歴地区整備進捗率 (%) = 浸水被害歴地区雨水管きよ整備済み区域面積 / 浸水被害歴地区雨水管きよ整備対象区域面積 × 100 雨水管きよ整備率 (%) = 雨水管きよ整備済み区域面積 / 雨水管きよ整備対象区域面積 (分流式下水道* 654.6ha) × 100
		目標数値等 浸水被害歴地区整備進捗率: 100% (雨水管きよ整備率: 21.1%)			
		(2) 雨水貯留・浸透施設の設置促進	目標 関係各課等との連携による設置促進	右の施策の公表数値・内容	
	(3) 市民等との連携(被害軽減に対する取り組み)	目標 関係各課等との連携による浸水に対する情報提供や水防演習等の継続的な実施	情報提供及び水防演習等の実施回数 (回)		
		目標数値等 浸水に対する情報提供、水防演習等の実施回数: 3回/年			
	2 地震対策 重点施策	(1) 下水道施設の地震対策	目標 避難所へのマンホールトイレ*の設置	マンホールトイレ設置率 (%)	
			目標数値等 避難所におけるマンホールトイレ設置率: 100%		
	3 施設の老朽化対策 重点施策	(1) 計画的な点検・調査の実施	目標 対策優先順位が高い地区の点検・調査の実施	点検・調査延長 (km)	
			目標数値等 点検・調査延長: 105km (平成 28 年度から平成 32 年度まで)		
(2) 施設の長寿命化*		目標 事業計画における選定路線の長寿命化対策	長寿命化対策達成率 (%)	長寿命化対策達成率 (%) = 長寿命化対策工事実施済み延長 / 事業計画における長寿命化対策工事選定路線延長 × 100	
目標数値等 長寿命化対策達成率: 100% (事業計画対象路線)					

表 4-3 各施策の目標数値等

基本方針	施策		後期計画期間 (H28~H32) 目標	年度毎に公表する 実績数値等	備考	
Ⅲ 環境意識が高まってきた	1 環境学習の継続	(1) 下水道や環境に対する情報発信及び市民意見聴取	目標	下水道事業への取り組みについてのPRの促進及び意見聴取	ホームページでの情報発信回数 (回)	
			目標数値等	ホームページによる下水道事業、イベント・展示情報等の情報発信：24回/年		
		(2) 「ふれあい下水道館」の活用	目標	イベントの開催や展示の実施	イベント等開催回数 (回)	
			目標数値等	イベント等の開催回数：24回/年		
Ⅳ 下水道経営基盤の強化	1 経営の効率化・健全化	(1) 計画的な財政運営	目標	中長期的財政見通しに基づいた計画的な財政運営	策定状況	
			目標数値等	経営戦略※の策定		
		(2) 公営企業会計※への移行	目標	公営企業会計への移行	検討・移行状況	
			目標数値等	平成28年度より移行準備 平成32年4月までに移行		
	2 収入の適正化	(1) 未接続家屋の解消(下水道への接続依頼)	目標	下水道への接続促進による下水道使用料※収入の増加	実施状況	
			目標数値等	未水洗家屋の調査及び現状分析(平成26年度末：745件)		
	(2) 将来的な収支の見通しを踏まえた下水道使用料金の検証	目標	収支改善による経費回収率(汚水処理費回収率)の向上	経費回収率(汚水処理費回収率) (%)	経費回収率(汚水処理費回収率)(%) = 下水道使用料収入 / 汚水処理費 × 100	
		目標数値等	経費回収率(汚水処理費回収率)：100%以上を維持			

— 附 属 资 料 —

1 用語解説

用語		解説
ア行	一般会計	会計区分の一つで、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のこと。 これに対し、特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。下水道事業は、特別会計に属する。
	雨水浸透トレンチ	雨水浸透機能を有した管きよ。
	雨水浸透ます	雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。
	打ち水	庭や道路等屋外に水を撒く昔からの日本の風習。また、その撒く水のこと。
	汚濁負荷量	公共用水域に排出される有機物や窒素・リン等の汚濁物質量。
カ行	きょうじょ 共助	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
	経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
	下水汚泥	下水処理場等から下水を処理した際に発生する泥状物質。
	下水道事業債	地方公共団体が下水道事業債の一部にあてるため負担する債務（地方債）の一種。
	下水道使用料	下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料金のこと。
	現金主義	現金の収入・支出という事実に基づいて記録すること。
	健全な水循環	平成 10 年に発足した健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議（環境省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）の中では、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態」と定義されている。
	公営企業会計	独立した企業として経営を成り立たせていく会計制度。これにより財政の適正化、使用料金の最適化等へ結びつき下水道基盤強化に直接繋がる効果が期待される。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。小平市では、昭和 45 年度に事業として整備を始めた。

用 語		解 説
カ行 (つづき)	公共用水域	水質汚濁防止法に定められる公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝きよ、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水域または水路）のこと。
	高度処理	通常の有機物除去を主とした処理（二次処理）で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行われた処理。除去物質は浮遊物、栄養塩類、その他がある。
	合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し、処理する方式。 分流式に比べ管路施設の建設が容易（経済的・効率的）である一方、雨天時に汚水の一部が公共用水域へ未処理で排出されるため、汚濁負荷量、病原性微生物等による公衆衛生上の安全性、きょう雑物（下水に含まれる固形物で、管きよ内の堆積物の原因となる物質）による景観に関する課題がある。 ※昭和 45 年 12 月の下水道法改正以降に策定された下水道計画は、分流式下水道により整備が行われている。
サ行	再生水	高度処理等によって、種々の再利用に適するようになった下水。
	財務諸表	事業者が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財務状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類。
	在来管	小平市において、公共下水道が整備される前から排水路として活用されていた管きよ（開水路も含む）。
	じじよ 自助	災害等に対して自分自身の力で生命・家族・財産等を守る行動をいう。
タ行	たんしきほき 単式簿記	1つの取引について、一面（1つの科目）のみを把握し、その増減を記入する簿記のこと。
	地球温暖化	人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化等の気象変化。
	地方公営企業	地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。
	中水道	水道ほど上質ではないが、下水よりはるかに浄化され、トイレ用水、散水、冷却・冷房用水、消化用水、清掃用水等に利用できる再生水のこと。
	長寿命化	時間とともに老朽化していく施設の予防保全的な管理及び管きよ内面の被覆あるいは部分取替等により、施設の耐用年数（本来の用途に使用できると思われる推定年数）を延ばし、機能を維持すること。長寿命化を効率的に行うため対策内容、規模、期間等を定める計画を「長寿命化計画」、施設の延命化を図り、かつ、ライフサイクルコストが安価となる対策のことを「長寿命化対策」という。

用語		解説
タ行 (つづき)	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業をいう。
ハ行	ハード対策	施設を設置することによって被害抑制を図る対策。
	排水設備	下水を公共下水道に流出させるために必要な排水管、その他の排水施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置するもの。
	発生主義	現金の収入や支出に関係なく、収益や費用の事実が発生した時点で計上しなければならない会計上の扱い。
	ヒートアイランド現象	都市部において、人口や経済活動が集中して、エネルギー消費増加に伴う排熱の増加や大気汚染による放射赤外線 ^{放射赤外線} の減少により、都市内の気温が郊外に比べ上昇すること。
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を順次行い継続的に事業を改善するための運営管理、品質管理の手法の一つ。
	複式簿記 ^{ふくしきぼき}	すべての取引を、資産、負債、資本、費用又は収益のいずれかに属する勘定科目を用いて、ある勘定の借方と他の勘定の貸方に同じ金額を記入し、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する簿記のこと。
	分流式下水道	汚水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式。 汚水のみを下水処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共用水域に未処理で放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。
マ行	マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。
	水再生センター	東京都で定義している下水処理場の名称。一般的には、下水道法第2条に定める終末処理場のこと。
ラ行	ライフサイクルコスト	ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理費用等を含めた生涯費用の総計。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、下水処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。 小平市の下水道は、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道に属する。

2 小平市下水道プラン後期計画見直しの経過

年月日	項目	内容
平成 27 年 4 月 28 日	平成 27 年度 第 1 回小平市環境施策推進本部会議※ ¹	小平市下水道プラン後期計画の見直しの基本方針策定
平成 27 年 9 月 16 日	平成 27 年度 第 3 回小平市環境施策推進本部会議	小平市下水道プランの進捗状況及び後期計画の見直しの概要説明
平成 27 年 9 月 18 日	平成 27 年度 第 1 回小平市環境審議会※ ²	小平市下水道プランの進捗状況及び後期計画の見直しの概要説明
平成 27 年 12 月 9 日	平成 27 年度 第 4 回小平市環境施策推進本部会議	小平市下水道プラン後期計画の見直し素案について
平成 27 年 12 月 15 日	平成 27 年度 第 2 回小平市環境審議会	小平市下水道プラン後期計画の見直し素案について
平成 28 年 1 月 21 日	平成 27 年度 第 5 回小平市環境施策推進本部会議	小平市下水道プラン後期計画の見直しについて
平成 28 年 1 月 26 日	平成 27 年度 第 3 回小平市環境審議会	小平市下水道プラン後期計画の見直しについて
平成 28 年 3 月	小平市下水道プラン公表	

※ 1 小平市環境施策推進本部は、小平市環境基本条例第 8 条第 2 項の規定に基づき設置される、副市長、部長及び部長相当職で構成される庁内組織であり、小平市の環境の保全等に関する施策について総合的に推進及び調整を行います。

※ 2 小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第 14 条に基づく市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関することについて調査及び審議します。市民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員により構成されます。

3 小平市環境審議会委員名簿

【第8期】任期2年（平成27年9月1日～平成29年8月31日）

	役職	氏名	区分
1	会長	奥 真美	学識経験者 （規則第2条第3号）
2	副会長	細江 卓朗	市民 （規則第2条第1号）
3	委員	石井 佑	市民 （規則第2条第1号）
4	委員	泉 慎一	市民 （規則第2条第1号）
5	委員	栗原 道彦	市民 （規則第2条第1号）
6	委員	柴尾 裕美	市民 （規則第2条第1号）
7	委員	猪熊 勇一	事業者 （規則第2条第2号）
8	委員	小川 泉	事業者 （規則第2条第2号）
9	委員	内藤 雅夫	事業者 （規則第2条第2号）
10	委員	市川 徹	学識経験者 （規則第2条第3号）
11	委員	中島 裕輔	学識経験者 （規則第2条第3号）
12	委員	金子 亨	関係行政機関の職員 （規則第2条第4号）

表紙のイラスト：ふれあい下水道館

地下 25m に埋められている実際の下水道管きょの中に入り、下水の色や臭い等を体験できる全国でも珍しい施設です。

本市全域の下水道整備（汚水）が完了したことを記念して作られました。



(JR中央線国分寺駅又は西武拝島線小川駅乗り換え)

- 西武国分寺線国分寺駅下車 徒歩7分
- 西武バス JR国分寺駅北口発
武蔵野美術大学又は小平営業所行き
旭ヶ丘住宅 下車0分
(ふれあい下水道館前)
- 駐車場 有 (バス優先)

〒187-0022 東京都小平市上水本町1-25-31
TEL.042(326)7411 FAX.042(326)9266

— ご利用案内 —

開館時間／午前10時～午後4時まで
休 館 日／①毎週月曜日 (休・祝日の場合はその直近の平日)
②12月27日から1月5日まで
入 館 料／無 料

小平市下水道プラン

発行年月	平成28年(2016年)3月
編集・発行	小平市環境部下水道課
住 所	〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333 番地
電話番号	(042)341-1211 (代表)
ファックス	(042)341-9520
電子メール	gesuido@city.kodaira.lg.jp
価 格	¥300

この印刷物は再生紙を使用しています。



小平市ふれあい
下水道館キャラクター
イタチン

小平市

～快適な生活環境を支える下水道～